

転入届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や代理人の本人確認書

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住民登録等			マイナンバーカードをお持ちの方	☐ 券面記載事項変更 ☐ 継続利用申請	☐ マイナンバーカード	<1階①③④⑤> 市民課
			国外から転入する方	☐ 転入手続き	☐ マイナンバーカード又は通知カード ☐ パスポート ☐ 戸籍謄本・附票(本籍地が阪南市以外の場合)	
			印鑑登録が必要な方	☐ 印鑑登録(新規)	☐ 印鑑 ☐ 本人確認書類(運転免許証等)	
			戸籍について相談したい方	☐ 転籍届、婚姻届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
税金			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	☐ 新規登録	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ 廃車証明書(再登録用)	<1階⑧> 税務課
国民健康保険等			☐ 転入前から引き続き国民健康保険・国民年金に加入する方 ☐ 転入時、職場の健康保険に未加入の方 ☐ 国外から転入する方	☐ 国民健康保険の加入 ☐ 国民年金の加入・種別変更	【共通】 ☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 【離職により国民健康保険に加入】健康保険資格喪失連絡票又は離職票など ☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書)	<1階⑰> 保険年金課
			公的年金を受給している方 ※日本年金機構に個人番号が未収録の方、住所変更抑止の方	☐ 年金受給権者住所変更届	☐ 基礎年金番号のわかるもの	
			後期高齢者医療保険に加入している方	※後日、資格確認書又は資格情報のお知らせを郵送します。	【府外からの転入】 ☐ 負担区分証明書 【65歳以上の障害認定】 ☐ 障害認定証明書	
介護保険			介護保険に加入している方	☐ 介護保険の加入	☐ 本人確認書類(運転免許証等)	<1階⑰> 介護保険課
			前住所地で要介護認定を受けていた方	☐ 認定申請	☐ 介護保険受給資格証明書	
障がい福祉			障がい者の手帳を持っている方	☐ 各種手帳の住所変更	☐ 各種手帳 ※精神・療育手帳に関しては、写真が必要な場合があります。	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者の医療費の助成を受けている方	☐ 重度障がい者医療証の交付申請	☐ 身体障害者手帳1・2級 ☐ 療育手帳A ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級 ☐ 預金通帳 ☐ 健康保険者記号番号のわかるもの ☐ 印鑑	
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 住所変更届出等	☐ 受給者名義の預金通帳 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 新規申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			障がい福祉サービスを受けている方	☐ 支給申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			自立支援医療(更生・育成・精神通院医療)を受けている方	☐ 受給者証等記載事項変更届 ☐ 認定申請(府外・政令指定都市からの転入の場合)	☐ 既存の受給者証 ☐ 健康保険者記号番号のわかるもの ☐ 透析の方は特定疾病療養受療証	
子ども関係			0歳から高校生年代までの子どもがいる方 (子どもだけの転入の場合も含む)	☐ 児童手当認定請求	☐ マイナンバーカード ☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 請求者名義の預金通帳	<1階⑪> こども支援課
				☐ 子ども医療証の交付申請	☐ 子どもの健康保険資格情報の確認できるもの	
			0歳から2歳未満の子どもがいる方	☐ 市指定可燃ごみ袋配布補助申請		
			ひとり親家庭等に該当する方	☐ 児童扶養手当の認定請求 ☐ ひとり親家庭医療証の交付申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			妊娠している方	☐ 妊産婦・乳児一般健康診査受診券、新生児聴覚検査受検票及び妊婦歯科健康診査受診券の申請	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			0歳から就学前の子どもがいる方	☐ 予防接種実施状況届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍又は入園所希望の子どもがいる方	☐ 入園所の相談・手続き	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学生・中学生の子どもがいる方	☐ 転入学通知書の交付申請 ☐ 指定外区域外就学申請(校区以外の学校への通学を希望する場合)	☐ 前学校の在学証明書 ☐ 該当事由の添付書類 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
				☐ 就学援助申請(給食費等の補助を希望する場合)	☐ 1/1時点住所地発行の所得証明書等(写し可) 物件の所在地、家賃額、契約者の確認できる契約書等(賃貸住宅にお住まいの方のみ) ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			留守家庭児童会※の利用を希望する方 (※放課後児童クラブ)	☐ 留守家庭児童会入会申請	☐ ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階㉑> 生涯学習推進室
			障害児通所支援を受けている子どもがいる方	☐ 支給申請		<1階⑭> 市民福祉課

その他			犬を飼っている方	☐ 犬の登録事項の変更	※詳しくは担当課へお問い合わせください。 手続きはWEBでも可。 	<1階⑥> 生活環境課
			浄化槽又は汲み取り便槽を利用している方	☐ 浄化槽各種届	※維持管理・清掃等について説明を受けてください。 手続きはWEBでも可。 	
			水道(及び下水道)の使用の開始	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※希望日の3営業日前まで受付可能 ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター(阪南出張所) ☎072-470-2155 		
			阪南市に在住・在勤の外国人の方で、日本語でお困りの方	☐ 阪南市日本語教室(はんなんにほんごきょうしつ) 日本語教室では、阪南市日本語クラブのボランティアが日本語を教えています。 ※参加費無料(テキスト代のみ個人負担) 【連絡先】中央公民館 ☎072-489-4544(火曜日～金曜日9:00～17:00) e-mail:c-kouminkan@city.hannan.lg.jp		

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

手続きチェックシート

転入

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【確認に2点が必要なもの】

(例:健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

阪南市に引越しされた方へ

転入届

新しい住所に住み始めた日から14日以内に届出してください。

【届出に必要なもの】

- ①転出証明書(前の住所地で発行された場合)
- ②マイナンバーカード(お持ちの方)
- ③在留カード又は特別永住者証明書(外国人の方)
- ④パスポート(国外から転入する方)
※阪南市が本籍地でない場合戸籍謄本・附票

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

関連する手続きについては内側をご覧ください